

社会経営研究

S TUDY OF
S OCIAL
G OVERNANCE

VOL.8 2020
NOV

社会経営研究第8号

【目次】

序文 知の交差点を目指して

論文： 経済調査庁の謎と真実： p.03
闇経済の横行と経済調査庁の創設まで

丸谷 明彦

編集後記 p.11

田口 一博

知の交差点を 目指して

この研究誌は、「社会経営 (Social Governance)」という新しい分野の知識を結集するために、またこの分野の知識についてのより一層の革新を目指すために企てられた定期刊行物である。ここで言う「社会」とは、個人間から集団間にわたる人間関係の総体であるが、家族、コミュニティ、企業、政府・自治体ばかりでなく、友人関係や非営利団体などを含む、社会組織全般を指している。また、「経営」とは、運営という意味において、意識的で人為的な人間の操作活動を意味しているが、運動という無意識的な意味も含まれている。この両者を総合する意味において、「社会経営科学」とは社会における集団が意識的・無意識的に統治する、あるいは統治される関係を研究する学問分野を示している。したがって、政治学・法律学・社会学・経済学・経営学・社会技術学を通貫するような領域であるといえる。

このように広範で茫洋とした、あたかも海の水を掴むかのような学問分野がそもそも成り立つのか、当初はたいへん疑問であった。しかしながら、すでに放送大学大学院「社会経営科学プログラム」が設立されて、10年以上が経過し、論文の蓄積と、修了生たちの業績が積み上がって来ているのも事実である。この中では、それぞ

れの放送大学教員のもとでのゼミナールが継続され、そののち修了生たちが自主的な研究会を数多く立ち上げて来た。ここに、大学院修了生の方々から、「放送大学社会経営研究連合」という組織として、新たな知識の結集が呼びかけられ、第2論文、第3論文を書いてみたいとする要望が叶えられることとなった。

放送大学には、修士論文を紹介する「オープン・フォーラム」という報告書も毎年作成されて来ている。これらの構築の上に、さらに自由闊達に自説を述べ、社会知の蓄積を一覧する試みが存在することはたいへん良いことであると考えられる。このように、修士論文、オープン・フォーラムの蓄積の先を目指す研究誌として構想されたのが「社会経営研究」である。

構成をみればわかるように、この雑誌には、様々な知識の冒険が企てられている。放送大学大学院の特徴は、実体験や経験知に基づく生涯研究にあるが、これらの知識を理論的に発展させようとする試みが加味されており、これらが良い意味で交錯して、新たな融合を志向しようとする、いわば「知の交差点」として、本誌が貢献できれば本望である、と編集委員会一同は考えている。

最後に、このような形で本誌が発行されるに至るまで、何回にわたる査読と参考意見を寄せていただいた、放送大学社会経営科学プログラムの先生方と大学院修了生の先輩方に対して、感謝申し上げる次第である。

2013年11月1日

「社会経営研究」編集委員会

▶ 経済調査庁の謎と真実

-闇経済の横行と経済調査庁の創設まで-

丸谷 明彦

概要

経済調査庁は経済統制の実効性確保を目的に占領下の1948年から52年まで経済安定本部の傘下で活動した官庁であるが、その存在は今日ほとんど忘れ去られている。日本占領政策を円滑に遂行したいGHQにとって、闇などの不法な経済取引にどのような効果的対策を打ち出せるかは緊急を要する課題であったが、一方で強大な警察機構を含む内務省は日本民主化推進の大きな障害と位置づけられており、GHQは実効性ある経済取締機関の創設と全国一元的な治安機関の廃絶という相反する命題に直面することとなった。

こうした状況下で創設された経済調査庁にはGHQ、日本政府双方の間でどのような応酬と意思決定があったのか、大きな謎が今日なお残されており、この謎を解明することはGHQの日本統治の経済安定化策の実態をこれまで以上に明らかにすることにつながると思われる。そのためには公式の記録に残りがたい性格の「闇」について、客観的で確度の高い資料に基づき、実態を解明する必要がある、その上で必ずしも一枚岩であったわけではないとされるGHQ組織内の意思決定、さらに一方の当事者である日本政府内部における占領政策全般への対応と経済統制の在り方をめぐる調整経緯について一次資料を活用した検証が必要となる。

本稿では先行研究を念頭にGHQの主担当部局であるESS（経済科学局）をはじめとする各部署の一次資料、経済調査庁の上部組織である経済安定本部や目まぐるしい組織変更を余儀なくされた治安・警察機関及び政府関係者など日本側資料を時系列に併せて比較検討した。その結果、GHQ内部

の調整経緯、日本側の対応状況、国会審議における度重なる組織名称の変更といった混迷を経て、当初の構想から大幅に縮減され、妥協の結果として経済調査庁が発足したことが明らかになった。

〔キー・ワード〕 GHQ, 占領(occupation), 闇(black market), 経済統制(economic control), 警察改革(reform of the police organization)

1. 本論の目的と論点

経済調査庁という官庁を今日、知る人はどれだけあるだろうか。現在、財務省の地方支分局である財務局には経済調査課あるいは経済調査官が置かれているが、ここで取り上げる経済調査庁は全く別のものであり、70年余り前の占領下、4年間のみ存在した「経済統制の励行の確保に関する計画の立案、経済施策の実施に対する監査、経済法令の違反行為の調査、隠退蔵物資の調査及び供出の促進を行った」官庁である（注1）。

その名称から想起される経済動向や雇用状況の調査とはおよそ対極と言える「経済警察的な」業務を課せられた組織がなぜ創設されたのか。何よりも戦後初期の大きな経済・治安上の問題であった「闇あるいは闇市」や「隠退蔵物資」の問題はGHQによる日本占領政策の円滑な遂行における「経済安定化と復興の推進」にとって切迫した課題であった。この問題の解決には効果的な取り締まり機関が不可欠であったが、占領のもう一方の基本方針である「民主化の徹底」は警察改革に連なる内務省解体を含むもので治安の不安定化と表裏一体の事態を招来する懸念があった。

このような複雑な状況から、経済調査庁創設の謎を解くには経済安定本部と大蔵省、内務省、商工省とのせめぎ合い、GHQについては主担当であるESS（経済科学局）に加え、GS（民政局）とG2（参謀本部第二部）の確執など幾つかのファクターを勘案しつつ、GHQが経済安定本部をはじめとする経済統制の統轄機関をどのように創設・運営しようとし、合意形成を果たしたのか、さらに日本民主化推進の重要な柱の一つである警察機構再編がどう展開されたかも注視の必要がある。

小論はこのような特徴と経緯を持つ経済調査庁という幻の組織を現代によみがえらせようとのささやかな試みである。

2. 先行研究の状況

これまでに概観した限り、経済調査庁を直接の対象とする研究はなされていない模様であるが、幾つかの視点で分析がなされている。まず、GHQ側についてはGHQの“正史”に日本側研究者が解題を付した荒敬『GHQ 日本占領史 第15巻 警察改革と治安政策』（GHQの基本占領指令：経済調査庁創設の契機：注2）や山崎勝「GHQ日本占領史 36 価格・配給の安定－非食糧部門の計画」（注3）などに加え、経済政策全般のGHQと日本側の応酬を網羅的に整理した総合研究開発機構戦後経済政策資料研究会編『経済安定本部 戦後経済 政策資料』（注4）において、経済調査庁に関する幾つかの資料が収録され、解説と分析がなされている。

また、経済安定本部の取り組みと経済調査庁創設の経緯などについては三輪芳朗 J.Mark Ramseyer による「経済規制の有効性－『傾斜生産』政策の神話」（注5）が経済安定本部による経済規制の有効性の視点で経済調査庁の創設過程を分析している。

これらの先行研究は日本側が受けたGHQの指示・指令の翻訳及び仮訳と日本側、特に経済安定本部の対応といった資料に基づいて分析しており、GHQ部内の意思決定のプロセスを記した一次資料の活用は限定的なものに止まっている。そこで小論では経済統制政策の決定と遂行に大きく関与したESS（経済科学局）はじめGS（民政局）、LS（法務局）などのGHQ文書を国会図書館憲政資料室で探索の上、活用することとした。

3. 「闇」・「闇市」・「隠退蔵物資」とは何か

経済調査庁が創設された大きな理由は「闇」との闘いにあったが、そもそも「闇」とはどのようなものなのだろうか。最近の研究では「政府による流通統制下に公的に禁止された流通経路を経て公定価格以外で売買された物資」と定義されている（注6）。こうした公式ルート以外の「闇」物

資の流通の場である「闇市」は太平洋戦争終戦前から兆しがあったとされるが（注7）、闇の何が日本政府、GHQ双方に「社会の根幹をゆるがす脅威」と認識させるようになったのだろうか。この点について警察庁長官を経て政界に転じ、官房長官、副総理など数多くの要職を歴任した後藤田正晴は占領下の1946年、神奈川県庁経済部商政治課長として経済取締りを担当する立場でありながら、日々の生活では矛盾した行動によって生活防衛していた経験を次のように語っている。

「みんな闇の取り締まりをやりながら、自分は闇をやっている。これはまあ緊急避難だよな。配給制度というのは、政府が最低限のものは保障するという前提の上になり立つ。ところが遅配、欠配が日常でしょう。政府が責任を果たしておらん、そうしておいて闇をやっているやつを取り締まるんだから、これくらい矛盾した話はない」（注8）

さらに終戦直後の混乱期、闇に関して、次のような救いのないエピソードも残されている。

「長い病床中の結核患者が死んだ。患者の家族はその布団と夜着を付添婦に呉れた。その布団は夜になると隔離病棟から街へリヤカーで運ばれ、結核菌のついたままべら棒な闇値で売られていたことが明らかにされている」（注9）

こうした混沌とした闇の状況をGHQが察知したのはいつごろのことなのだろうか。管見の限りであるが、日本政府の終戦連絡中央事務局政治部内務課がまとめた「警察に関する联合国指令集」（注10）に「闇市場」と題する1945（昭和20）年12月31日付の「第八軍発終連横濱事務局長宛」という文書が収録されており、遅くとも同年末の段階で問題の所在を把握していたと思われる。

こうした深刻な状況にある「闇」や「闇市」について、近年、日本銀行や米国・戦略爆撃調査団（USSBS）による調査などに基づく研究成果がみられるようになってい

る。たとえば、日本銀行の資料によれば、「1934年時点の価格との水準比較で終戦前後にはすでに甘藷の57倍（1945年9月）～砂糖の744倍（1945年6月）以上にまで上昇」と正に暴騰そのものの状況であった（注11）。また、京都市という限定的な行政区分内ではあるが、客観性のある統計資料を用いて分析したものとして、1950年に公表された「経済警察に関する一考察」がある（注12）。執筆者の内海倫は当時、京都市警察の幹部であり、のちに防衛事務次官を経て人事院総裁を務めるなど、戦後日本の指導者の一人として活躍した。内海はこの中で、“闇”で扱われる物品には食糧とその他の日常必需物資があり、京都市内で警察が取り締まりを開始したのは1945年10月頃からであるとしている（注13）。

こうした闇、闇市への大規模な物資供給源となったのが、旧日本陸海軍の軍需資材、いわゆる“隠退蔵物資”であった。「三重県警察史」はこの隠退蔵物資について、「旧陸海軍が本土決戦に備えて蓄積して置いた、ぼう大な資材・物資が、終戦直後の混乱期に、ほとんど無計画で放出された。この軍需物資の放出は、二十年八月四日の閣議決定によるものであったが、（略）、混乱と虚脱に乘じ、（略）、不正に放出された軍需品も少なくなかった。そしてこれらの物資が闇の根源となり、警察官をふくむ官吏汚職の原因ともなって、ながく禍根を残すにいたったのである」（注14）と解説している。

GHQは闇、闇市を日本経済再建の最大の障害と認識し、その撲滅のための実働部隊を創設する必要性を認識するが、日本民主化という占領の基本方針と相反する部分を含むことから、曲折が生ずることになった。

4. 経済調査庁創設に向けた過渡的対策と警察改革

闇への対応が緊急の課題とされる中、経済調査庁につながるものは1947年に相次いで創設された経済安定本部の経済査察官と内務省の経済監視官という2つの官職である。

経済査察官は1947年4月15日、「経済統制の監査及経済統制違反の取締強化に関する件」を目的とする次官会議決定によって創設され、その組織規模は経済査察官が全国で7,900人（経済安定本部に約100人、地方経済安定

局に約800人、地方経済査察官を地方庁に約7,000人）とされていた（注15）。次に経済監視官は1947年5月2日の「勅令第二〇四号」に基づき、経済専従の係官の全国配置と経済警察の強化を図る意図で創設され、組織規模は全国で7,000人（経済監視官1,200人、経済監視官補5,800人）であった（注16）。

ほぼ同時期に設置された二つの官職の位置付けと役割を整理してみると、まず経済警察の拡充という実務的な要請があり、経済安定本部の組織と機能の強化が図られた。これを機に内務省には経済監視官という「経済問題専任」の係官（実質的には経済警察官という実働要員である）が置かれた。一方の経済安定本部については、この拡充を機に経済統制行政の実効性、つまり「違反が起こる根本原因を監査することで違反自体をなくしていくため」の組織態勢の構築などを目的に「経済査察官」を設置し、“経済警察”的機能を大幅に強化した。この経済査察官を含む経済安定本部の監査機構がのちの経済調査庁の母体となる（注17）。

ところでGHQ、というよりも米国は太平洋戦争中から日本占領計画における「警察改革」を重視し、“構想”を策定していた（注18）。この警察改革はGHQ、日本政府それぞれの思惑と力関係、国際政治の文脈などが交錯したが、最終的に1947年9月16日付の片山首相あてマッカーサー書簡において「経済警察を含む警察組織の地方分権化」との方向性が示された（注19）。1947年12月31日をもって内務省は解体となり、90日の猶予をもって1948年3月、「警察法」が施行され、経済警察は廃止される。しかし、組織が廃止されても経済警察の担っていた業務までがなくなるわけではない。

「経済警察は警察内に留め置きつつ、必要があれば、新機関も創設する」といった構想も示される中（注20）、のちの経済調査庁につながる調整は次の段階に進もうとしていた。

5. 経済調査庁創設への道：日本側とGHQの関係機関とそれぞれの思惑

GHQ自身が編集し、占領後期の1950年に日本語訳が刊行された「日本における占領の使命と成果」は配給統制の確実な実施と経済調査庁の業務成果について、次のように記している。「公平な配給統制の実施

は、財政政策と救済食糧の輸入とともに、インフレ対策を成功に導くのに与って力があつたといわねばならない。(略) ついで日本政府は、配給統制を強行しヤミと闘うため、数千名の調査官をもった経済調査庁を設置した。これらの措置は有効であつた。一九四九年に入り経済が安定するとともに、これらの統制は一つ一つ外されていった。」(注21) こうした”成果”に至る経済調査庁はどのようにして創設されていったのだろうか。

(1) 経済保安庁構想：1947年1月

経済調査庁創設に向けた作業が本格化するのは1947年に入ってからのこととみられ、国立国会図書館所蔵憲政資料室所蔵の「佐藤達夫文書」(注22)には経済安定本部側が起案したと思われる文書が「経済取締」の表題で綴られている。まず同年1月6日付で「極秘 経済取締法案」(二二、一、六)として内閣総理大臣の管理に属する警察とは別個の新しい経済取締り機構である「経済監視官」を擁する「経済保安庁」創設案が記されている。この書面には手書きで組織規模について「三万人位欲シイガ、少クトモ二万ハ必要」、「組織二付イテハ大体、GHQ了承、知事ヲモツテ来ルコト二付テハ問題アルモ一応原案ヲ出スコトハ了解ヲ得テイル」とGHQ側の反応も記されている。

同じ「佐藤達夫文書」の「経済保安庁案」と題される書面(日付けは付されていない)では警察との関係について、「経済監視官」が支分部局である経済保安局長か都道府県知事を通じ、国家地方警察あるいは市町村警察に応援を求めることができ、警察側は特別の事情のない限り、これに応じなければならない(第三十三条)とされている。この点については、やはり手書きで「司法警察官ニハシナイーソウナルト検察トノ関係ハ遮断サレル」とあるように経済安定本部、警察(内務省)、司法省(当時)との関係に言及がある。先に記したように同年5月、内務省に経済監視官が、また経済安定本部監査局に経済査察官がそれぞれ設置され、経済取締りの強化策が講じられたが、こうした動きとともに警察改革

についても内務省の意向とは逆の、地方分権に主眼を置く方針が示されたことも、その後の動きに影響を及ぼすこととなる(注23)。

(2) 二つの組織構想：“経済保安局”と“経済保安庁”：1947年10月

警察改革の方向性が決まった1947年10月下旬、事態が動くこととなる。経済安定本部作成と思われる10月25日付の「経済取締制度試案」(二二、一〇、二五)(注24)では手書きのメモで「プライス・コントロール ヒル氏 一週間位前」と記されており、「10月25日の一週間前」、つまり10月18日前後に、この案について、GHQの価格統制・配給課と経済安定本部との協議が行われたことを示している。ここで注目されるのは二つの組織案、即ち経済安定本部に“経済保安局”を創設する「第一案」と総理庁の外局として“経済保安庁”を創設する「第二案」が示されていることである。

しかし、二つの提案をみると新組織が経済安定本部の内部部局か総理庁の外局という独立組織かという点を別にすれば、経済安定本部が従前の経済警察の機構と機能について内務省から移管を受け、実際の任にあたる「経済監視官」は「制服を着用の上、必要のある場合は武装も認められる」など、警察官そのものと言って良い組織編成となっている。この提案について同年11月7日付の「経済取締制度案に対する意見」(注25)によると、新機構について経済安定本部内で見解の統一が図られていないこと、一方で警察機構を統轄している内務省が新機関創設に賛意を示していることが記されている。分権化という警察改革の行方がみえていたこの時期、内務省は経済安定本部の拡大よりも新機関として独立することに活路を見いだそうとしていた可能性が考えられる。

(3) GHQ側の対応の本格化：1947年11月

国立国会図書館憲政資料室の「GHQ法務局所蔵文書」によるとGHQ側の動きが本格化したのは1947年11月のことで、GS(民政局)司法・法律課長アルフレッド・オプラーの起案になる11月24日付と同25日付文書には「新しい経済統制機関」についての、この段階でのGHQ側の現状認

識と疑問点などが記されている。実際の協議に参加したのはESS（経済科学局）のほか、運輸局、法務局、天然資源局、民政局であった（注26）。

本案件の主担当と言えるESSは会議に先立つ11月19日時点で、経済安定本部の下で5,000人の経済監視官（原表記：economic inspectors）という組織が創設されることに賛成すると同時に旧内務省の経済警察官が経済監視官となることを防ぐ要件を制定すべきとも指摘した。つまり、ESSは既存の警察機構の機能を補完することを想定して新たな組織を創設するにしても、その職員に既存の警察機構から転籍してくることは極力阻むという発想である。

しかし、この場合、必然的に“経済取締り機能の維持強化”がどこまで担保されるか危うくなる。その上、警察改革、新経済取締り機関のいずれについてもGHQ、日本政府それぞれに異なった思惑があることで状況は錯綜した。この事態を受け、経済安定本部は11月24日、「新警察法執行の冒頭における経済取締りについての一時的措置（原題：A Temporary Measures on the Economic Enforcement at the Initial Period of Execution of the New Police Law）」と称する文書をGHQに提出している。その内容は警察改革をめぐる混迷の結果、経済取締りの空白が生ずることへの懸念を示したものであったが、問題は收拾されず、混迷が続くこととなった。

(4) 独立した新機関創設に向けた動きと新機関の規模：1947年11月

経済取締りの空白期間への懸念が高まる中、経済安定本部は「経済取締り制度（案）」と称する1947年11月26日付文書（国立国会図書館憲政資料室所蔵 佐藤達夫文書）をGHQに提出した。この文書には新しい経済取締り機関の創設が規定されており、GHQの主幹部署であるESSもこの構想を容認していた状況がうかがわれる。

これを受けて、11月29日付の「Plan for Prevention of Economic Violation(Draft)」と称する文書には“民政局マイヤース”の署名があり、「新しい経済取締り機構」の法案についての概要とGHQのコメントが

付されている。特に注目されるのは組織の規模であり、「正規の職員は30,000人程度とするものの、能力のある職員30,000人を任命することには困難があり、当面の目標は15,000人とする」（原注：仮に現在15,000人の経済警察官から有能な職員を登用するとしても、最大で10,000人規模であり、仮の目標である15,000人を満たすには相当の努力が必要である）としており、目標とする組織規模と実際に確保できる職員の乖離に加え、既存の警察機構からの人的な独立は困難であることをGHQとしても認識せざるを得ない状況となっていることを示す内容になっている。

(5) 空白期間をどうするか：日本政府の要望とGHQの対応：1947年12月
一方の日本政府は12月1日、「経済秩序の再確立について（未定稿）二二、一二、一」（注27）と題する方針を策定している。この書面は閣議決定の素案と思われ、闇経済の拡大と浸透、警察制度の抜本改革と経済警察制度についての方針が記されている。

ここでは政府の対応の不備を認めた上で、警察法制定に伴う経済取締り機関が消滅する「空白期間」への懸念を明らかにしている。対するGHQは12月4日、「経済査察官」についての経済安定本部の臨時の、そして最終的な案について検討した（12月4日付で民政局司法・法律課マイヤース係官起案「Government Section Memorandum for the Record Subject:EconomicInspectors」というタイトルの文書が残されている（注28））。

席上、民政局は総理大臣が現在の経済警察と内務省の経済監視官（原表記：economicinspectors）を直接統制することに反対し「内務省の権限維持への警戒感」を示す一方、ESSはより実務的で、「経済査察官」という新官職や新組織の規模や管轄に関心を示した。民政局はこの段階でもなお、内務省への警戒感を解いていないことが分かる。

(6) “経済査察庁・経済調査庁”設置に向けた法案整備：1948年1月

年が明け、1948年になると、空白期間への対応は切迫した課題となり、3月、GHQと日本政府の法務府代表との協議は本格化した。3月末にはGHQ部内の足並みが揃い、ESSは3月29日付の「経済法の執行（原題：Enforcement of Economic Laws）」という参謀部（Chief of Staff）あて文書で「GHQの視点からの『経済調査庁法案』の概説と特徴点の言及」という解説を付し（注29）、1948年3月27日に日本の内閣が認めた闇市と闘う国家機関を創設する「経済調査庁法（原表記：The Economic Investigation Board Law）」の検討が目的であると記している。

(7) GHQの総意としての“経済調査庁法案”：1948年4月

以上の経緯を受け、4月19日付で民政局フランク・E.ヘイス特別顧問が作成した「経済調査庁法案」と題する書面は「この4ヶ月余り、（新組織創設という）プロジェクトはESSの価格統制・配給課、CISの公安課及び民政局を代表する実務担当者間で慎重に調整されてきた。司法・法律課も同意している」として、GHQとしての総意を記す内容となっている（注30）。その上で新機関の規模と目的について、「総理大臣の下、5,000人の調査官と1,500人から2,000人の事務担当官からなる臨時的な組織としての経済調査庁（※原表記：a temporary national Economic Investigation Board）の創設を提唱する」、「新組織は闇市対策を目的に経済安定本部の執行機関（※原表記：the enforcement agency of the Economic Stabilization Board）としての機能を果たすものである」とされた。

また、新機関の職員については「（経済調査庁の）調査官（※原表記：Investigators）は武装せず、制服を着ることもなく、現行犯での経済犯罪者の逮捕を除き、いかなる警察権力も保有しない。自治体警察は警察権が必要とされる場合、活用される。令状手続き及び他の憲法上の保護条項と基本的な規約は維持される」とされた。つまり、いかなる警察権力も保有しない「強制権が著しく制約された調査官」となったわけである。

6. 経済調査庁の発足

新たな経済取締り機構の創設は日本の国会に舞台が移ったが、議事は大きく混迷する。当初構想された「経済査察庁法案」は第一回国会（会期は1947年5月20日から同年12月9日まで）司法委員会に提出されたものの審議未了となり、改めて第二回国会（会期は1947年12月10日から1948年7月5日まで）に提出された。衆参両院それぞれの決算委員会で可決されたのは、7月5日であった。

議事進行に加え、迷走を余儀なくされたのは新しい組織の名称である。国会審議の過程で「経済保安庁」→「経済取締庁」→「経済監視庁」→「経済査察庁」→「経済統制励行庁」あるいは「経済監察庁」

（注31）など、「経済調査庁」以外に合計6つの名称が検討されていた。名称問題は法律論というよりも感情論であり、その後も紆余曲折があったが、最終的に同年6月26日、「経済調査庁」と決定した。このとき、衆議院決算委員会で説明にあたったのは民主党新人議員の中曽根康弘（群馬3区）であった。また、経済調査庁の組織規模については3万人から6,000人、5,000人と非常に大きな幅があったが、財政事情などから発足時の定員は3,500人とされた。つまり、当初の構想の8分の1程度に縮小されたわけである（注32）。

こうした経緯で経済調査庁は1948年8月1日に創設されることとなったが、発足前から「経済安定本部の廃止と同時に消滅」と存続期間の制約が課されたことに加え、実態は別として、そのイメージから強権機関であるとみられたことによる懸念、定員が大幅に縮減され、3,500人となったことから実効性確保への不安など相反する思惑が交錯した。さらに経済警察の廃止に伴う「空白期間解消」のため、設置作業が急がれたことも組織態勢・業務遂行の先行きを危ぶませることにつながった。

終戦から3年、幾多の曲折を経た上で新機関・経済調査庁は漸く創設されたが、その直後から、組織運営と業務効率をめぐる国会議員や行政管理庁による厳しい批判（注33）、経済の安定による闇自体の収束という客観情勢の変化（注34）など多くの荒波に直面することとなる。

- (注1) 国立公文書館 アジア歴史資料センター 「アジ歴グロッサリー」 2020年7月4日
<https://www.jacar.go.jp/glossary/term1/0110-0010-0050-0030-0040.html>
- (注2) 日本図書センター 2000年2月 特にP.3以降
- (注3) 日本図書センター 1998年2月 P.6
- (注4) 「第1巻 経済一般・経済政策」日本経済評論社 1994年
- (注5) 東京大学大学院経済学研究科・経済学部 「経済学論集」 第73巻第3号, 第4号 2007年10月 2008年1月 東京大学大学院経済学研究科
- (注6) 初田香成 村上しほり 石樽督和 「第二次世界大戦後の闇市の全国的な成立・展開と行政の関与:自治体史の闇市に関する記述の全国調査」 『日本建築学会計画系論文集』 日本建築学会 2017年3月P.806
- (注7) 大阪府警察史編集委員会『大阪府警察史 第三巻』大阪府警察本部 1973年3月 P.116
- (注8) 後藤田正晴 政策研究大学院政策情報プロジェクト「情と理—後藤田正晴(上)」講談社 1998年6月24日 P.76
- (注9) 佐賀県経済保安課の話 「佐賀新聞」1945年10月24日付 佐賀県警察史編さん委員会 「佐賀県警察史 下巻」 佐賀県警察本部 1977年1月 P.548
- (注10) 1947年5月 ニュース社 P.294~295
- (注11) 鎮目雅人 「第二次世界大戦中の日本における闇価格の形成について—ヘッドニク・アプローチに基づく推計—」 日本銀行金融研究所ディスカッション・ペーパー・シリーズ (DPS) No.2018-J17 日本銀行金融研究所 P.8、平山賢一 「第9章 終戦前後に市場の断絶はあったのか—戦後の市場構造転換と投資成果—」 伊藤脩 植林茂 鷗飼博史 長田健 「日本金融の誤解と誤算 通説を疑い検証する」 2020年7月 勁草書房 p.211-243

- (注12) 内海倫 「経済警察に関する一考察(一)~(五)」 警察大学校 『警察学論集』 第八集から第一三集 1949年7月~1950年6月 立花書房
- (注13) 内海倫 「経済犯罪の実証的考察(完)—経済警察に関する一考察(その五)」 警察大学校 『警察学論集』 第十三集 1950年6月 立花書房 P.35~36
- (注14) 三重県警察本部警務部警務課 「三重県警察史 第三巻」 三重県警察本部警務部警務課 1966年7月 P.512~513
- (注15) 山梨県経済防犯課 『経済防犯執務資料 第二集 経済警察必携』 山梨県警察部 1947年7月 P.13~14
- (注16) 山口県警察史編さん委員会 『山口県警察史 下巻』 山口県警察本部 1982年3月 P.681
- (注17) 司波 實 『経済統制の実体からみた 経済犯捜査の要諦』 警察時報社 1948年12月 P.34~36
- (注18) 竹前栄治 「第7章 戦後警察改革構想」 『占領戦後史』 岩波現代文庫 P.293 武藤誠 「占領下における日本警察(上,下)」 警察大学校 『警察学論集』 第35巻第1号, 第3号 1982年 立花書房
- (注19) 武藤誠 「占領下における日本警察(下)」 警察大学校 『警察学論集』 第35巻第3号 立花書房P.112
- (注20) 宮崎清文 「五 経済警察の動向に関する一考察」 『警察学の諸問題』 立花書房 1950年10月P.242~251
- (注21) 連合軍総司令部編 共同通信社訳 「日本における占領の使命と成果」 板垣書店 1950年1月 P.122~123
- (注22) 佐藤は片山, 芦田内閣で法制局長官を務めた
- (注23) 竹前栄治 「戦後警察の成立過程<アメリカの対日警察改革構想>」 「中央公論」 1976年5月号 中央公論社 P.190~202 竹前栄治 「第7章 戦後警察改革構想」 『占領戦後史』 岩波現代文庫 P.293 文書の作成: 米戦略事務局分析課 (OSS/R&A) 報告書第二七五八号 (1945年9月28日) P.314

- (注24) 国立国会図書館憲政資料室所蔵 佐藤達夫文書
- (注25) 国立国会図書館憲政資料室所蔵 佐藤達夫文書
- (注26) LS26453 GHQ SCAP Government Section 24 November 1947
 “Economic Investigation of the Economic Stabilization Board: Interpretation of Article 35 of the Constitution Regarding Entries, Searches and Seisures.” Frank E.Hays Special Advisor A.C.Oppler, Chief Courts & Law Division, Prepared by Howard Meyers Courts & Law Division, GHQ SCAP Government Section 25 November 1947 “Economic Investigation of the Economic Stabilization Board: Interpretation of Article 35 of the Constitution Regarding Entries, Searches and Seisures.” Frank E.Hays Special Advisor A.C.Oppler, Chief Courts & Law Division, Prepared by Howard Meyers Courts & Law Division
- (注27) 総合研究開発機構戦後経済政策資料研究会編 『経済安定本部 戦後経済政策資料』 『第6巻 経済統制(3)』 日本経済評論社 1994年P.76～99
- (注28) 「Government Section Memorandum for the Record Subject:Economic Inspectors」 4 December 1947
- (注29) GS(B) 01060～01064 “Economic Investigation Board Law” GHQ SCAP ESS APO 500 29 March 1948 Memorandum for Chief of Staff “Enforcement of Economic Laws” W.Y.Marcuat Major General, U.S. Army Chief, Economic and Scientific Section
- (注30) GS(B) 01060～01064 “Economic Investigation Board Law” GHQ SCAP Government Section 19 April 1948 Memorandum for:Chief, GS “Economic Investigation Board Law” Frank E.Hays Special Advisor
- (注31) 「第二回国会決算委員会議録第七号」 1948年5月26日 P. 3
- (注32) 宮崎清文 「一 警察権の分配—現行法における一般警察機関と特別警察機関の関係—」 『警察学の諸問題』 立花書房 1950年10月P.167
- (注33) 「衆議院内閣委員会議事録」 1949年4月4日 P.4～5, 行政管理庁行政監察局 「経済調査庁に対する1949年7月の行政監査報告」 「行政監察三十年史I—勸告と改善措置—」 財団法人行政管理研究センター 1978年10月 P.60～61

- (注34) 経済調査庁長官官房企画課 「経済調査官執務便覧 第一集」 経済調査庁 1950年12月 長官官房企画課長・山口鉄四郎による序文

編集後記

今年度も社会経営研究機関誌を発行することができた。修士課程修了後の研究発表の場、試論の場として構想された本誌である。文字通り生涯にわたる研究発表のために、積極的に投稿してほしい。

とはいえ、論文に作法あり。先行研究をしっかりと渉猟し、何を明らかにしたいのか、それはどこまで成功したのかは、再現性、客観性のある形できちんと書いてほしい。エッセイも同様。そこに一つでもキラリと光るものが欲しいのである。それを体得するには、よいものをたくさん読むことが結局近道かもしれない。

狭いタコツボではない放送大学にせっかく集っているのである。楽しみながら、純粋な学者には書けないような骨太な論考を寄せて欲しい。

2020年11月

編集長 田口一博

社会経営研究第8号

2020年11月1日 初版 発行

編集 放送大学社会経営研究編集委員会

Editor 田口一博

楠田 弥恵

堀田 耕作

大河原 公夫

発行 放送大学社会経営研究編集委員会

Publisher 坂井 素思

Website <https://u-air.net/SGJ/>

複製／改ざんを禁止します。

本書の全部または一部につき、無断で転載、複写されると、

著作権等の権利侵害となります。

ISSN 2188-1065